

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

令和2年9月10日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社京タンス店

代表取締役 猪坂 政夫

京都市西京区桂畑ヶ田町6 1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社京タンス店

京都市西京区桂畑ヶ田町1 7 9

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

6, 5 0 1. 6 9 m<sup>2</sup>

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m<sup>2</sup>

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1, 0 0 0 m<sup>2</sup>）以下となった

日

令和2年8月1日

(5) 変更する理由

小売事業の撤退に伴う閉店

3 届出年月日

令和2年8月29日

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)